

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

令和6年2月6日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【目次】

第1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・・・・・・・・8

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・・・・・・・・8
- (2) 福祉・介護職員等の処遇改善・・・・・・・・・・8
- (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実・・・・・・・・・・8
- (4) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実・・・・・・・・10
- (5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充・・・・・・・・・・11
- (6) 意思決定支援の推進・・・・・・・・・・12
- (7) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）・・・・・・・・12
- (8) 障害者虐待防止の推進・・・・・・・・・・12
- (9) 身体拘束等の適正化の推進・・・・・・・・・・13
- (10) 個別支援計画の共有・・・・・・・・・・13
- (11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価・・・・・・・・13
- (12) 人員基準における両立支援への配慮等・・・・・・・・・・14
- (13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等・・・・・・・・14
- (14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化・・・・・・・・15
- (15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上・・・16
- (16) 情報公表未報告の事業所への対応・・・・・・・・・・17
- (17) 地域区分の見直し・・・・・・・・・・18
- (18) 補足給付の基準費用額の見直し・・・・・・・・・・19
- (19) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い・・・・・・・・・・19
- (20) 施設入所者の送迎加算の取扱い・・・・・・・・・・19

2 訪問系サービス

- (1) 居宅介護・・・・・・・・・・20
- (2) 重度訪問介護・・・・・・・・・・22
- (3) 同行援護・・・・・・・・・・23
- (4) 行動援護・・・・・・・・・・24
- (5) 重度障害者等包括支援・・・・・・・・・・26
- (6) 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し・・・・・・・・・・27

3 日中活動系サービス	
(1) 生活介護	28
(2) 短期入所	34
4 施設系・居住支援系サービス	
(1) 施設入所支援	36
(2) 共同生活援助	41
(3) 自立生活援助	45
5 訓練系サービス	
(1) 自立訓練（機能訓練）	47
(2) 自立訓練（生活訓練）	49
6 就労系サービス	
(1) 就労移行支援	50
(2) 就労継続支援A型	52
(3) 就労継続支援B型	52
(4) 就労定着支援	55
(5) 就労系障害福祉サービスにおける横断的な改定事項	57
(6) 就労選択支援	59
7 相談系サービス	
(1) 計画相談支援・障害児相談支援	62
8 障害児支援	
(1) 児童発達支援	73
(2) 放課後等デイサービス	87
(3) 居宅訪問型児童発達支援	91
(4) 保育所等訪問支援	92
(5) 福祉型障害児入所施設	95
(6) 医療型障害児入所施設	100
第3 終わりに	101

別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

[訪問系サービス]	104
居宅介護サービス費	
重度訪問介護サービス費	
同行援護サービス費	
行動援護サービス費	
重度障害者等包括支援サービス費	
[日中活動系サービス]	109
療養介護サービス費	
生活介護サービス費	
短期入所サービス費	

[施設系・居住支援系サービス]	134
施設入所支援サービス費	
共同生活援助サービス費	
自立生活援助サービス費	
[訓練系サービス]	142
機能訓練サービス費	
生活訓練サービス費	
[就労系サービス]	144
就労移行支援サービス費	
就労継続支援A型サービス費	
就労継続支援B型サービス費	
就労定着支援サービス費	
就労選択支援サービス費	
[相談系サービス]	159
計画相談支援費	
障害児相談支援費	
地域移行支援サービス費	
地域定着支援サービス費	
[障害児通所支援]	161
児童発達支援給付費	
放課後等デイサービス給付費	
居宅訪問型児童発達支援給付費	
保育所等訪問支援給付費	
[障害児入所支援]	177
福祉型障害児入所施設給付費	
医療型障害児入所施設給付費	
別紙2 福祉・介護職員等処遇改善加算について	186
別紙3 地域区分について	188
別紙4 重度障害者支援加算の拡充	190
別紙5 共同生活援助における人員配置体制加算の創設について	193
別紙6 就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について	197
別紙7 児童発達支援センターの一元化	203

第1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方

1. これまでの経緯

- 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から17年が経過し、現在、障害福祉サービス等の利用者は約150万人、国の予算額は約2兆円となっており、施行時と比較すると、それぞれ約3倍以上となっている。
- また、令和3年12月に「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～中間整理～」がとりまとめられ、同報告書に基づき児童福祉法等の一部改正が行われ、さらに令和4年6月に「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～」がとりまとめられた。同報告書に基づき、障害者総合支援法・精神保健福祉法等の一部改正が行われたところであるが、障害福祉サービス等報酬の改定により対応すべき事項についても、同報告書において指摘されている。
- またこの間、「障害児通所支援に関する検討会」や「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」等の各種検討会における報告書等がとりまとめられ、これを踏まえた対応が求められている。
さらに、昨年5月には、令和6年度から令和8年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児支援計画を作成するための基本方針が示された。
- このような状況の中、障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題であり、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な処遇改善の水準の検討を含め、必要な対応を行うことが重要な課題である。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいては、昨年5月から18回にわたって議論を行い、この間49の関係団体からヒアリングを実施した上で、個々のサービスの現状と論点を整理しながら検討を積み重ねてきた。
11月には令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果を公表し、12月6日には、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」をとりまとめたところ。
この「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、上記の経緯等も踏まえつつ、これまでの検討内容を整理し、取りまとめたものである。

2. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方

- 昨年末の令和6年度予算の編成過程において、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+1.12%（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）とし、障害福祉分野の人材確保のため、介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされた。
- また、既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととし、今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握することとされた。
今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討することとされた。
- これを踏まえ、喫緊かつ重要な課題である人材確保対策について必要な処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現、多様なニーズに応える専門性・体制の評価、支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価、アウトカムに基づく評価等について、取り組んでいく必要がある。このため、以下の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

(1) 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

① 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

- 障害者の入所施設や病院からの地域移行を進め、障害者がどの地域においても安心して地域生活を送れるよう、地域生活支援拠点等の整備の推進、グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現、支援の実態に応じた適切な評価の実施、障害の重度化や障害者の高齢化などの地域ニーズへの対応等を行う。
- 障害者が希望する生活を実現するために重要な役割を担う相談支援について質の向上や提供体制の整備を図るとともに、障害者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するため、意思決定支援を推進する。
- 特別な支援を必要とする強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実を図る。

② 医療と福祉の連携の推進

- 診療報酬、介護報酬と同時改定である機会をとらえ、医療機関と相談支援の連携について、多様なニーズに対応しつつ、さらなる促進を図る。
- 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実や重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実を図る。

③ 精神障害者の地域生活の包括的な支援

- 精神保健福祉法改正に伴い、精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を一層推進する観点から、入院から退院後の地域生活まで医療と福祉等による切れ目のない支援を行えるよう、医療と障害福祉サービス等との連携を一層進めるための仕組みに対する評価を行う。

(2) 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

① 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る。
- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する。
- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める。
- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る。
- 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める。
- 障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害の育ちと暮らしを支える。

② 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

- 障害者の一般就労への移行や就労支援施策は着実に進展している中で、さ

らに障害者の就労を支援するため、事業の安定的、効率的な実施、生産活動収支や工賃の改善を図る。

- 本人の就労ニーズや能力・適性ととも、就労に必要な支援や配慮を整理し、個々の状況に応じた適切な就労につなげる新しい障害福祉サービスである就労選択支援の円滑な実施に向けて対象者等の要件について整備する。

(3) 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

- サービス提供事業者や自治体の事務・手続き等の負担軽減の観点から、事務簡素化等に取り組む。
- 障害者虐待の防止・権利擁護のため、身体拘束適正化の徹底や同性介助の推進を図る。
- 障害福祉サービス等の持続可能性の確保の観点から、長期化した経過措置への対応の検討なども含め、メリハリのきいた報酬体系とするとともに、サービスの内容・質に応じた評価や、透明性の向上を図る。

3. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の施行時期

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定については、令和6年4月1日施行(就労選択支援に関する改定事項については、令和7年10月1日施行)とする。ただし、今般新たに追加措置する福祉・介護職員の処遇改善分及び処遇改善加算等の一本化については、令和6年6月1日施行とする。

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し【全サービス】

- ・ 各サービスの経営の実態等を踏まえつつ、基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

(2) 福祉・介護職員等の処遇改善

【処遇改善加算については、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

【基本報酬の見直しについては、全サービス】

- ・ 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化するとともに、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げる。（経過措置区分として、令和6年度末まで現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを行う。）
- ・ 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。
- ・ 新加算においては、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- ・ 月額賃金の改善に関する要件を見直し、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金に充てることとする。
- ・ 令和7年度に、職場環境等要件の見直しを行う。
- ・ 福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にもつながるよう、基本報酬を見直す。

→「福祉・介護職員等処遇改善加算について」（別紙2）参照

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

- ① 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

《地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】》 500単位／月

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合
- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

※ 配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

- ② 平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所において、緊急時の受入れについて評価する。【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

《緊急時受入加算【新設】》

100単位／日

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

- ③ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に

従事する者を配置することを要件に加える。【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

《緊急時対応加算の見直し》（居宅介護の例）

[現 行]

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する。

[見直し後]

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算する。

(4) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実

① 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化【生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助】

- ・ 強度行動障害を有する障害者のうち、行動関連項目の合計点が非常に高く、支援が困難な状態にある児者の受け入れ拡大や支援の充実の観点から、行動関連項目の合計点が10点以上という区切りだけでなく、行動関連項目の合計点が18点以上の障害者を受け入れ、強度行動障害を有する者に対するチーム支援の実施をマネジメントする中心的な役割を果たす中核的人材を配置し、適切な支援を行うことを評価する加算を拡充する。
- ・ 強度行動障害を有する者のグループホームにおける受入体制を強化するため、利用者の事態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等を評価する。

→ 「重度障害者支援加算の拡充」（別紙4）参照

② 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ・ 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をとるともに行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。

《集中的支援加算【新設】》

イ 集中的支援加算（I）

1000単位/回

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

ロ 集中的支援加算（Ⅱ） 500単位／日

指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ ロの集中的支援加算（Ⅱ）を算定する場合は、Ⅰの集中的支援加算（Ⅰ）も算定可能。

（5）視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充【生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、様々なコミュニケーション手段を持つ利用者との交流にも配慮しつつ、より手厚い支援体制をとっている事業所を更に評価する。

[現 行]

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位／日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

[見直し後]

Ⅰ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 51単位／日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 41単位／日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

(6) 意思決定支援の推進【障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。

② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

(7) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

(8) 障害者虐待防止の推進【全サービス】

① 令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。

② 指定基準の解釈通知において、

- ・ 虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、
- ・ 障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

≪虐待防止措置未実施減算【新設】≫

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること
- ② 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(9) 身体拘束等の適正化の推進【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

① 施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。

② 訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。

《身体拘束廃止未実施減算の見直し》

[現 行]

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

[見直し後]

(施設・居住系サービス) ※1

基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。

(訪問・通所系サービス) ※2

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

※1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

(10) 個別支援計画の共有【短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

(11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

① 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。【計画相談支援・障害児相談支援】

《高次脳機能障害支援体制加算【新設】》

イ 高次脳機能障害支援体制加算（I） 60単位/日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高

次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

- ロ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位／日
高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

- ② 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等評価する。【生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

《高次脳機能障害者支援体制加算【新設】》 41単位／日

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50：1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

(12) 人員基準における両立支援への配慮等【全サービス】

障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下の見直しを行う。

- ・ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

(13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等【全サービス】

- ① 管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の管理者又は従業者と兼務で

きることとする。

② 管理者について、介護分野における取扱いに準じ、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。

- ・ 利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
- ・ 事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。

また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、具体的な考え方を示す。

③ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和5年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

(14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

《業務継続計画未策定減算【新設】》

以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着

支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

(減算単位)

- ・ 所定単位数の3%を減算
(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- ・ 所定単位数の1%を減算
(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

(15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上【施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設】

- ① 感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務付ける。

感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している場合、加算で評価する。

また、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する。

《**運営基準【新設】**》

- ① 指定障害者支援施設等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- ② 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

《障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】》

イ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位／月

以下の（１）から（３）までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

- （１）第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- （２）協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。
- （３）医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位／月

医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

- ② 障害者支援施設等が新興感染症等の発生時に施設内療養を行う場合、感染拡大に伴う病床ひっ迫時の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行うことに対し、適切な感染対策を行っていることなどの要件を設け、評価を行う。

《新興感染症等施設療養加算【新設】》 240単位／日

入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、1月に5日を限度として所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する。

(16) 情報公表未報告の事業所への対応【全サービス】

- ① 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。

- ② また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

《情報公表未報告減算【新設】》

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 所定単位数の10%を減算
(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- ・ 所定単位数の5%を減算
(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

《都道府県等による確認【新設】》

都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

(17) 地域区分の見直し【全サービス】

地域区分について、令和3年度報酬改定と同様に、類似制度である介護報酬における地域区分との均衡を考慮し、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせるものとする。

また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（平成30年以前の見直し前の上乗せ割合から見直し後の最終的な上乗せ割合の範囲において設定可能とするもの）を適用している自治体において、当該自治体の意向により、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長することを認める。

さらに、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、当該自治体の意向により、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める（令和8年度末までの適用）。

→ 「地域区分の見直しについて」（別紙3）参照

(18) 補足給付の基準費用額の見直し【施設入所支援、障害児入所支援】

施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

《補足給付に係る基準費用額の見直し》

	[現 行]		[見直し後]
基準費用額	54,000円	→	55,500円

(19) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

令和6年3月31日までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に評価することとし、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

《食事提供体制加算の見直し》

通所系：30単位／日 短期入所、宿泊型自立訓練：48単位／日

[現 行]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

[見直し後]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

(20) 施設入所者の送迎加算の取扱い【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労

選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

施設入所者が希望する日中活動の提供を促進するため、障害者支援施設と隣接してない生活介護事業所等への送迎については、施設入所者についても送迎加算を算定可能とする。

《送迎加算の対象拡充》

[現 行]

指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

指定生活介護事業所等において、利用者（指定障害者支援施設と同一敷地内又は隣接する指定生活介護事業所等を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

8 障害児支援

(1) 児童発達支援

① 児童発達支援センターの一元化

- ・ 児童発達支援センターの基準・基本報酬について、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化する。一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定する。
- ・ 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、上記の基準に加えて、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める。
- ・ 難聴児や重症心身障害児について、現行の基準で求めている体制等も踏まえて、障害特性に応じた支援を行った場合の評価を行う（⑰⑱⑳参照）。
- ・ なお、3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準（医療型、難聴児、重症心身障害児）に基づく人

員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定する。

→ 基準について、「児童発達支援センターの一元化」（別紙7）参照
基本報酬について、⑦及び「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 児童発達支援センター等における地域の障害児支援の中核機能の評価

- 児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能（※）を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行う。
（※）①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョンの中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に、評価を行う。

《中核機能強化加算【新設】》

中核機能強化加算（Ⅰ） 55単位～155単位／日…①

中核機能強化加算（Ⅱ） 44単位～124単位／日…②

中核機能強化加算（Ⅲ） 22単位～62単位／日…③

※市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

①以下の基本要件及びイ・ロ・ハ全てに適合

②以下の基本要件及びイ・ロに適合

③以下の基本要件及びイ又はロのいずれかに適合

基本要件：市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応するための支援体制、インクルージョン推進のための支援体制（保育所等訪問支援の実施）、相談支援体制（障害児相談支援の実施）等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

イ：関係機関との連携やインクルージョンの推進等、地域支援や支援のコーディネートに専門的な知識・経験を有する専門人材を配置し、これらの取組を実施

ロ：障害特性を踏まえた専門的な支援やチーム支援の実施、人材育成等、障害児支援の専門的な知識・経験を有する専門人材を配置し、これらの取組を実施

ハ：多職種（保育士・児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心

理担当職員、看護職員等)を配置し、多職種連携による専門的な支援を実施

《中核機能強化事業所加算【新設】》

中核機能強化事業所加算 75単位～187単位/日

※市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

③ 総合的な支援の推進

- ・ 適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、事業所に対して、支援において、5領域(※)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。

(※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

《運営基準【新設・一部改正】》

- 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。
- 児童発達支援管理責任者は、(中略) 心身の健康等に関する領域との関連性(中略)を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。

④ 事業所の支援プログラムの作成・公表

- ・ 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム(支援プログラム)の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、1年の経過措置期間を設ける。

《運営基準【新設】》

- 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- ※ 1年の経過措置期間を設ける

《支援プログラム未公表減算【新設】》

支援プログラム未公表減算 所定単位数の85%を算定

※児童発達支援に義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合（令和7年4月1日から適用）

⑤ 児童指導員等加配加算の見直し

- 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。

《児童指導員等加配加算の見直し》

[現 行]

児童指導員等加配加算

【児童発達支援センター（障害児）】

理学療法士等を配置 区分に応じて22～62単位/日

児童指導員等を配置 同 15～41単位/日

その他の従業者を配置 同 11～30単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】

理学療法士等を配置 区分に応じて75～187単位/日

児童指導員等を配置 同 49～123単位/日

その他の従業者を配置 同 36～90単位/日

[見直し後]

児童指導員等加配加算

【児童発達支援センター】

児童指導員等を配置

常勤専従・経験5年以上 区分に応じて22～62単位/日

常勤専従・経験5年未満 同 18～51単位/日

常勤換算・経験5年以上 同 15～41単位/日

常勤換算・経験5年未満 同 13～36単位/日

その他の従業者を配置 11～30単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】

児童指導員等を配置

常勤専従・経験5年以上 区分に応じて75～187単位/日

常勤専従・経験5年未満 同 59～152単位/日

常勤換算・経験5年以上 同 49～123単位/日

常勤換算・経験5年未満 同 43～107単位/日

その他の従業者を配置 36～90単位/日

※「経験」は児童福祉事業等に従事した経験年数

⑥ 専門的支援加算・特別支援加算の見直し

- ・ 専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行う。

《専門的支援加算・特別支援加算の見直し》

[現 行]

専門的支援加算

【児童発達支援センター（障害児）】

理学療法士等を配置 区分に応じて22～62単位/日

児童指導員を配置 同 15～41単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】

理学療法士等を配置 区分に応じて75～187単位/日

児童指導員を配置 同 49～123単位/日

※専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

特別支援加算 54単位/回

※理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援加算を算定している場合は算定できない）

[見直し後]

専門的支援体制加算 …①

【児童発達支援センター】 区分に応じて15～41単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】 同 49～123単位/日

専門的支援実施加算 150単位/回（原則月4回を限度）…②

※①専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

②理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援体制加算との併算定可能。利用日数等に応じて最大月6回を限度）

⑦ 基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）

- ・ 基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。

- ・ 支援時間による区分は、「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、「3時間超5時間以下」の3区分とする。5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行う。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

⑧ 自己評価・保護者評価の充実

- ・ 自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、運営基準等において、実施方法を明確化する。

《運営基準【一部改正】》

- 指定児童発達支援事業者は、支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図らなければならない。
- 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

⑨ 関係機関との連携の強化（関係機関連携加算の見直し）

- ・ こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合の評価を行う。

《関係機関連携加算の見直し》

[現 行]

関係機関連携加算（Ⅰ） 200単位／回（月1回を限度）…①

関係機関連携加算（Ⅱ） 200単位／回（1回を限度）…②

※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合

②就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

[見直し後]

関係機関連携加算（Ⅰ） 250単位／回（月1回を限度）…①

関係機関連携加算（Ⅱ） 200単位／回（月1回を限度）…②

関係機関連携加算（Ⅲ） 150単位／回（月1回を限度）…③

関係機関連携加算（Ⅳ） 200単位／回（1回を限度）…④

※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個

別支援計画を作成等した場合

②保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合

③児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合

④就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

⑩ セルフプランの場合の事業所間連携の強化

- ・ 障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合の評価を行う。
- ・ 併せて、セルフプランの場合に、自治体から障害児支援利用計画を障害児支援事業所に共有、また障害児支援事業所から個別支援計画を自治体に共有して活用する仕組みを設ける。

《事業所間連携加算【新設】》

事業所間連携加算（Ⅰ） 500単位／回（月1回を限度）…①

事業所間連携加算（Ⅱ） 150単位／回（月1回を限度）…②

※セルフプランで障害児支援の複数事業所を併用する児について、

①コーディネートの中核となる事業所として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合

②①の会議に参画する等、事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合

⑪ 認定特定行為業務従事者による支援についての評価の見直し（医療連携体制加算（Ⅶ）の見直し）

- ・ 医療的ケア児への支援の促進を図る観点から、認定特定行為業務従事者による支援を評価する医療連携体制加算（Ⅶ）について、評価の見直しを行うとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定を可能とする。

《医療連携体制加算（Ⅶ）の見直し》

[現 行]

医療連携体制加算（Ⅶ） 100単位／日

※喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合（医療的ケア区分による基本報酬又は主として重症心身障害児に対して支援を行う場合の基本報酬を算定している場合は算定しない）

[見直し後]

医療連携体制加算 (Ⅶ) 250単位/日

※喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合 (医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合は算定しない)

⑫ 主として重症心身障害児を通わせる事業所の評価の見直し

- ・ 重症心身障害児への支援を促進する観点から、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする見直しを行う。なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬については、⑦の時間区分創設の見直しは行わない。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙1)参照

⑬ 医療的ケア児等に対する入浴支援の評価

- ・ こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価を行う。

《入浴支援加算【新設】》

入浴支援加算 55単位/回 (月8回を限度)

※医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

⑭ 医療的ケア児等に対する送迎支援の促進

- ・ 医療的ケア児や重症心身障害児の送迎について、こどもの医療濃度等も踏まえた評価を行う。

《送迎加算の見直し》

[現 行]

送迎加算

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外】

障害児 54単位/回

医療的ケア児 +37単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬を算定する事業所のみ。
看護職員の付き添いが必要。

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所】

重症心身障害児 37単位/回

(※) 職員の付き添いが必要

[見直し後]

送迎加算

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外】

障害児 54単位/回

重症心身障害児 +40単位/回

医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上の場合）+80単位/回

医療的ケア児（その他の場合） +40単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可。

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所】

重症心身障害児 40単位/回

医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上の場合）80単位/回

医療的ケア児（その他の場合） 40単位/回

(※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

(※) 医療的ケア児については、医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

⑮ 共生型サービスにおける医療的ケア児への支援の評価

- ・ 医療的ケア児の受入れ先の拡充を図る観点から、共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合の評価を行う。

《共生型サービス医療的ケア児支援加算【新設】》

共生型サービス医療的ケア児支援加算 400単位/日

※共生型サービスにおいて、看護職員等（認定特定行為業務従事者を含む）を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして届け出た事業所において、医療的ケア児に対して支援を行った場合

⑯ 強度行動障害児支援加算の見直し

- ・ 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。

《強度行動障害児支援加算の見直し》

[現 行]

強度行動障害児支援加算 155単位/日

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合

[見直し後]

強度行動障害児支援加算 200単位/日

（加算開始から90日以内の期間は、更に+500単位/日）

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当

該計画に基づき支援を行った場合

⑰ 重度障害児への支援の充実（個別サポート加算（Ⅰ）の見直し）

- ・ 個別サポート加算（Ⅰ）について、保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価することとした上で、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合に評価を行う。

《個別サポート加算（Ⅰ）の見直し》

[現 行]

個別サポート加算（Ⅰ） 100単位/日

※著しく重度又は行動上課題のあるケアニーズの高い障害児（乳幼児等サポート調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当）に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

[見直し後]

個別サポート加算（Ⅰ） 120単位/日

※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

⑱ 要支援・要保護児童への支援の充実（個別サポート加算（Ⅱ）の見直し）

- ・ 要支援・要保護児童への支援の充実を図る観点から、個別サポート加算（Ⅱ）について、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価の見直しを行う。

《個別サポート加算（Ⅱ）の見直し》

[現 行]

個別サポート加算（Ⅱ） 125単位/日

※要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所等と連携（支援の状況等を年1回以上共有）し支援を行った場合

[見直し後]

個別サポート加算（Ⅱ） 150単位/日

※要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所やこども家庭センター等と連携（支援の状況等を6月に1回以上共有）し支援を行った場合

⑲ 難聴児への支援の充実

- ・ 難聴児支援の充実を図る観点から、人工内耳を装着している児に支援を行った場合の評価を行う。

《人工内耳装用児支援加算の見直し》

[現 行]

人工内耳装用児支援加算 利用定員に応じて445～603単位/日

※主として難聴児を支援する児童発達支援センター（眼科・耳鼻咽喉科の嘱託医を配置、言語聴覚士を4以上配置、聴力検査室を設置）において、人工内耳を装着している児に対して支援を行った場合

[見直し後]

人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）利用定員に応じて445～603単位/日
…①

人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）150単位/日…②

※① 児童発達支援センター（聴力検査室を設置）において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装着している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合

② 児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装着している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合

⑳ 視覚障害児・聴覚障害児等への支援の充実

- ・ 視覚障害児や重度の聴覚障害児への支援を促進する観点から、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合の評価を行う。

《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】》

視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 100単位/日

※視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して、支援を行った場合

㉑ 家族支援の充実（家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し）

- ・ 家庭連携加算（居宅への訪問による相談援助）について、訪問支援を促進する観点から、評価の見直しを行う。また、事業所内相談支援加算（事業所内での相談援助）について、家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点や、オンラインによる相談援助を推進する観点から、評価の見直しを行う。両加算について統合し、個別とグループでの支援に整理して評価を行う。
- ・ きょうだいへの支援も促進されるよう、統合後の加算において、きょうだいの相談援助等の対象であることを明確化する。

《家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し》

[現 行]

家庭連携加算（月4回を限度）

入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合	
居宅を訪問（所要時間1時間以上）	<u>280単位/回</u>
（所要時間1時間未満）	<u>187単位/回</u>

事業所内相談支援加算

入所児童の家族に対して事業所等で相談援助等を行った場合	
加算（Ⅰ）（個別相談）	<u>100単位/回（月1回を限度）</u>
加算（Ⅱ）（グループ）	<u>80単位/回（月1回を限度）</u>

[見直し後] ※両加算を統合

家族支援加算（Ⅰ）（月4回を限度）

入所児童の家族（きょうだいを含む）に対して個別に相談援助等を行った場合	
居宅を訪問（所要時間1時間以上）	<u>300単位/回</u>
（所要時間1時間未満）	<u>200単位/回</u>
事業所等で対面	<u>100単位/回</u>
オンライン	<u>80単位/回</u>

家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）

入所児童の家族（きょうだいを含む）に対してグループでの相談援助等を行った場合	
事業所等で対面	<u>80単位/回</u>
オンライン	<u>60単位/回</u>

※多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。

⑳ 支援場面等を通じた家族支援の評価

- ・ 家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合の評価を行う。

《子育てサポート加算【新設】》

子育てサポート加算 80単位/回（月4回を限度）

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

㉑ 預かりニーズへの対応（延長支援加算の見直し）

- ・ 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定すること（㉑参

照)とあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。

- ・ 延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

《延長支援加算の見直し》

[現 行]

延長支援加算	障害児	重症心身障害児
延長1時間未満	61単位/日	128単位/日
同1時間以上2時間未満	92単位/日	192単位/日
同2時間以上	123単位/日	256単位/日

※営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

[見直し後]

延長支援加算	障害児	重症心身障害児・医療的ケア児
延長1時間以上2時間未満	92単位/日	192単位/日
同2時間以上	123単位/日	256単位/日
(延長30分以上1時間未満)	61単位/日	128単位/日

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（5時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合（職員を2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）を配置）。なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

⑳ インクルージョンに向けた取組の推進

- ・ 運営基準において、事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める。

《運営基準【新設・一部改正】》

- 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めなければならない。
- 児童発達支援管理責任者は、(中略) インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなけれ

ばならない。

⑳ 保育・教育等移行支援加算の見直し

- ・ 保育所等への移行に向けた取組を推進する観点から、保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価を行う。

《保育・教育等移行支援加算の見直し》

[現 行]

保育・教育等移行支援加算 500単位/回（1回を限度）

※障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合（退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合）

[見直し後]

保育・教育等移行支援加算

退所前に移行に向けた取組（※）を行った場合

500単位/回（2回を限度）

（※）移行先への助言援助や関係機関等との移行に向けた協議等

退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合

500単位/回（1回を限度）

退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った場合

500単位/回（1回を限度）

㉑ 児童発達支援センターにおける食事提供加算の経過措置の取扱い

- ・ 令和5年度末までの経過措置とされていた児童発達支援センターの食事提供加算について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

《食事提供加算の見直し》

[現 行]

食事提供加算（Ⅰ）（中間所得者の場合） 30単位/日

食事提供加算（Ⅱ）（低所得者の場合） 40単位/日

※児童発達支援センターが低所得・中間所得世帯の児に対して食事の提供を行う場合

[見直し後]

食事提供加算（Ⅰ）30単位/日…①

食事提供加算（Ⅱ）40単位／日…②

※児童発達支援センターが低所得・中間所得世帯の児に対して利用する障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合

- ① 栄養士による助言・指導の下で取組を行う場合
- ② 管理栄養士等による助言・指導の下で取組を行う場合

⑳ 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障

- ・ 運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める。

《運営基準【新設・一部改正】》

- 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(2) 放課後等デイサービス

- ① 地域の障害児支援の中核機能の評価（(1) ②と同様）
 - ② 総合的な支援の推進（(1) ③と同様）
 - ③ 事業所の支援プログラムの作成・公表（(1) ④と同様）
 - ④ 児童指導員等加配加算の見直し（(1) ⑤と同様）
 - ⑤ 専門的支援加算・特別支援加算の見直し（(1) ⑥と同様。ただし、専門的支援実施加算については、利用日数等に応じて月2回から最大月6回を限度とする。）
- ⑥ 基本報酬におけるきめ細かい評価（時間区分の創設）
- ・ 基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、

個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。

- ・ 支援時間による区分は、「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、「3時間超5時間以下」の3区分とし、「3時間超5時間以下」の区分は学校休業日のみ算定可能とする。平日に3時間、学校休業日に5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行う。
- ・ なお、時間区分は個別支援計画に定めた支援時間で判定することを基本としつつ、事業所の都合で支援時間が短くなった場合は、実支援時間で判定することとし、欠席時対応加算（Ⅱ）については廃止する。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- ⑦ 自己評価・保護者評価の充実（（1）⑧と同様）
- ⑧ 関係機関との連携の強化（関係機関連携加算の見直し）（（1）⑨と同様）
- ⑨ セルフプランの場合の事業所間連携の強化（（1）⑩と同様）

⑩ 送迎時の自立支援の評価

- ・ こどもの自立に向けた支援を促進する観点から、こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価を行う。

《通所自立支援加算【新設】》

通所自立支援加算 60単位/回（算定開始から3月を限度）

※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

⑪ 学校卒業後の生活を見据えた支援の評価

- ・ こどもの自立を見据えた支援を促進する観点から、高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合の評価を行う。

《自立サポート加算【新設】》

自立サポート加算 100単位/回（月2回を限度）

※高校生（2年生・3年生に限る）について、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

- ⑫ 認定特定行為業務従事者による支援についての評価の見直し（医療連携加算（Ⅶ）の見直し）（（1）⑪と同様）

⑬ 主として重症心身障害児を通わせる事業所の評価の見直し ((1) ⑫と同様)

⑭ 医療的ケア児等に対する入浴支援の評価

- ・ こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価を行う。

《入浴支援加算【新設】》

入浴支援加算 70単位/回 (月8回を限度)

※医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

⑮ 医療的ケア児等に対する送迎支援の充実 ((1) ⑭と同様)

⑯ 共生型サービスにおける医療的ケア児への支援の評価 ((1) ⑮と同様)

⑰ 強度行動障害児支援加算の見直し

- ・ 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実するとともに、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。

《強度行動障害児支援加算の見直し》

[現 行]

強度行動障害児支援加算 155単位/日

※強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対して支援を行った場合

[見直し後]

強度行動障害児支援加算 (I) (児基準20点以上) 200単位/日…①

強度行動障害児支援加算 (II) (児基準30点以上) 250単位/日…②

(加算開始から90日以内の期間は、更に+500単位/日)

※①強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

②強度行動障害支援者養成研修(中核的人材養成研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準30点以上)に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

⑱ 行動障害の予防的支援と重度障害児への支援の充実(個別サポート加算(I)の見直し)

- ・ 個別サポート加算（Ⅰ）について、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを行う。

《個別サポート加算（Ⅰ）の見直し》

[現 行]

個別サポート加算（Ⅰ） 100単位/日

※ 著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時サポート調査表13点以上）障害児に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

[見直し後]

個別サポート加算（Ⅰ） 90単位/日…①

120単位/日…②

※① ケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合

② ケアニーズの高い障害児に対して強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者を配置し支援を行った場合、又は著しく重度の障害児に対して支援を行った場合

（いずれも主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

- ⑱ 要支援・要保護児童への支援の充実（個別サポート加算（Ⅱ）の見直し）
（（1）⑱と同様）
- ⑳ 難聴児支援の充実（（1）⑱と同様）
- ㉑ 視覚障害児・聴覚障害児等への支援の充実（（1）㉑と同様）

㉒ 不登校児童への支援の充実

- ・ 継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。

《個別サポート加算（Ⅲ）【新設】》

個別サポート加算（Ⅲ） 70単位/日

※不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を含め、支援を行った場合

- ㉓ 家族支援の充実（家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し）（（1）㉓と同様）

- ②④ 支援場面等を通じた家族支援の評価 ((1) ②④と同様)
- ②⑤ 預かりニーズへの対応(延長支援加算の見直し)((1) ②⑤と同様。ただし、延長支援加算の算定が可能となる発達支援の支援時間は、平日3時間、学校休業日5時間)
- ②⑥ インクルージョンに向けた取組の推進 ((1) ②⑥と同様)
- ②⑦ 保育・教育等移行支援加算の見直し ((1) ②⑦と同様)
- ②⑧ 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障 ((1) ②⑧と同様)

(3) 居宅訪問型児童発達支援

- ① 総合的な支援の推進 ((1) ③と同様)
- ② 事業所の支援プログラムの作成・公表 ((1) ④と同様)
- ③ 効果的な支援の確保・促進(支援時間の下限の設定)
 - ・ 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。
- ④ 訪問支援員特別加算の見直し
 - ・ 支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。

《訪問支援員特別加算の見直し》

[現 行]

訪問支援員特別加算 679単位/日

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上(その他職員は10年以上)の職員を配置した場合

[見直し後]

訪問支援員特別加算 (Ⅰ) 850単位/日…①

訪問支援員特別加算 (Ⅱ) 700単位/日…②

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置し当該職員が支援を行う場合

①業務従事10年以上の職員の場合

②業務従事5年以上10年未満の職員の場合

⑤ 多職種連携による支援の評価

- ・ 障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を行う。

《多職種連携支援加算【新設】》

多職種連携支援加算 200単位/回（月1回を限度）

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

⑥ 強度行動障害を有する児への支援の充実

- ・ 強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を行う。

《強度行動障害児支援加算【新設】》

強度行動障害児支援加算 200単位/日

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修又は実践研修）を修了した職員が支援を行った場合（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）

⑦ 家族支援の充実

- ・ 障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合の評価を行う。

《家族支援加算【新設】》

家族支援加算（Ⅰ）（月2回を限度）

障害児の家族に対して個別に相談援助等を行った場合

居宅を訪問（所要時間1時間以上） 300単位/回

（所要時間1時間未満） 200単位/回

※居宅訪問型児童発達支援の訪問日以外の日の訪問に限る

事業所等で対面 100単位/回

オンライン 80単位/回

家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）

障害児の家族に対してグループでの相談援助等を行った場合

事業所等で対面 80単位/回

オンライン 60単位/回

※多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。

⑧ 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障（（1）⑦と同様）

（4）保育所等訪問支援

① インクルージョンに向けた取組の推進 ((1) ②と同様)

② 効果的な支援の確保・促進 (訪問先と連携した個別支援計画の作成、支援時間の下限の設定等)

- ・ 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。
- ・ 運営基準において、事業者に対して、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携して作成・見直しを行うことを求める。
- ・ 訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等において、オンラインの活用を推進する。

《運営基準【一部改正】》

- 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、(中略)障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

③ 関係機関との連携の強化

- ・ 効果的な支援を確保・促進する観点から、訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合の評価を行う。

《関係機関連携加算【新設】》

関係機関連携加算 150単位/回(月1回を限度)

※訪問先施設及び利用児童の支援に関わる関係機関との会議等により情報連携を行った場合

④ 自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入

- ・ 効果的な支援を確保・促進する観点から、運営基準において、事業所に対して、自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、未実施減算については、1年の経過措置期間を設ける。

《運営基準【新設】》

- 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとにその提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 指定保育所等訪問支援事業者は、支援の質の評価及び改善を行うに当たっては(中略)、自ら評価(自己評価)を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者による評価(保護者評価)及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設

による評価（施設評価）を受けて、その改善を図らなければならない。

- 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び施設評価並びに改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

《自己評価結果等未公表減算【新設】》

自己評価結果等未公表減算 所定単位数の85%を算定

※保育所等訪問支援に義務付けられている自己評価結果等の公表が未実施の場合（令和7年4月1日から適用）

⑤ 訪問支援員特別加算の見直し

- ・ 支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。

《訪問支援員特別加算の見直し》

[現 行]

訪問支援員特別加算 679単位/日

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上（その他職員は10年以上）の職員を配置した場合

[見直し後]

訪問支援員特別加算（Ⅰ） 850単位/日…①

訪問支援員特別加算（Ⅱ） 700単位/日…②

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上（保育所等訪問支援等の業務従事の場合、3年以上）の職員を配置し当該職員が支援を行う場合

① 業務従事10年以上（又は保育所等訪問支援等の業務従事5年以上）の職員

員の場合

② 業務従事5年以上10年未満（又は保育所等訪問支援等の業務従事3年以上）の職員の場合

⑥ 多職種連携による支援の評価（（3）⑤と同様）

⑦ 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実

- ・ ケアニーズの高い児のインクルージョンを推進していく観点から、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児へ支援を行った場合

の評価を行う。

《ケアニーズ対応加算【新設】》

ケアニーズ対応加算 120単位/日

※訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対して支援を行った場合

⑧ 強度行動障害を有する児への支援の充実 ((3) ⑥と同様)

⑨ 家族支援の充実 (家庭連携加算の見直し)

- ・ 家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点から、家庭連携加算を見直し、家族支援の評価の見直しを行う。

《家族支援加算【新設】(家庭連携加算の見直し)》

[現 行]

家庭連携加算 (月2回を限度)

入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合

居宅を訪問 (所要時間1時間以上) 280単位/回

(所要時間1時間未満) 187単位/回

[見直し後]

家族支援加算 (I) (月2回を限度)

入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合

居宅を訪問 (所要時間1時間以上) 300単位/回

(所要時間1時間未満) 200単位/回

事業所等で対面 100単位/回

オンライン 80単位/回

家族支援加算 (II) (月4回を限度)

入所児童の家族に対してグループでの相談援助等を行った場合

事業所等で対面 80単位/回

オンライン 60単位/回

※多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して (I) 及び (II) それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。

⑩ 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障 ((1) ⑳と同様)

第3 終わりに

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
- 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。
 - ① **障害者支援施設の在り方について**
 - ・ 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。
 - ② **共同生活援助における支援の質の確保について**
 - ・ 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する。
 - ③ **共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて**
 - ・ 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。
 - ④ **障害福祉サービスの地域差の是正について**
 - ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。
 - ⑤ **計画相談支援及び障害児相談支援について**
 - ・ 相談支援事業所における手話通訳士等によるコミュニケーション支援の実態を把握するとともに、コミュニケーション支援の体制を確保する方策について検討する。
 - ⑥ **質の高い障害児支援の確保について**
 - ・ 質の高い障害児支援の提供を推進するため、支援に当たる人材の配置や評価の在り方について検討する。

- ・ 障害児相談支援について、セルフプランの状況等も踏まえながら、必要な質・量を確保する方策について、引き続き検討する。
- ⑦ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について
- ・ 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。
- ⑧ 処遇改善の実態把握等について
- ・ 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
 - ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。
- ⑨ 経営実態調査のさらなる分析について
- ・ 次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。
- ⑩ 食事提供体制加算等について
- ・ 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
 - ・ 児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。
- ⑪ 補足給付の在り方について
- ・ 施設入所者に対する補足給付の在り方については、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、引き続き検討する。
- ⑫ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

- ・ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。
また、令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。

《障害児通所支援》

第1 児童発達支援

1 児童発達支援給付費（1日につき）

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 時間区分1（指定児童発達支援の提供時間が30分以上1時間30分以下。以下同じ。）

(一) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合

a 利用定員30人以下の場合	3,136 単位
b 利用定員31人以上40人以下の場合	3,061 単位
c 利用定員41人以上50人以下の場合	2,991 単位
d 利用定員51人以上60人以下の場合	2,924 単位
e 利用定員61人以上70人以下の場合	2,897 単位
f 利用定員71人以上80人以下の場合	2,873 単位
g 利用定員81人以上の場合	2,849 単位

(二) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合

a 利用定員30人以下の場合	2,120 単位
b 利用定員31人以上40人以下の場合	2,045 単位
c 利用定員41人以上50人以下の場合	1,975 単位
d 利用定員51人以上60人以下の場合	1,909 単位
e 利用定員61人以上70人以下の場合	1,881 単位
f 利用定員71人以上80人以下の場合	1,857 単位

《障害児通所支援》

第1 児童発達支援

1 児童発達支援給付費（1日につき）

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（口又はハに該当する場合を除く。）

（新設）

(1) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合

(一) 利用定員30人以下の場合	3,086 単位
(二) 利用定員31人以上40人以下の場合	3,005 単位
(三) 利用定員41人以上50人以下の場合	2,930 単位
(四) 利用定員51人以上60人以下の場合	2,859 単位
(五) 利用定員61人以上70人以下の場合	2,830 単位
(六) 利用定員71人以上80人以下の場合	2,804 単位
(七) 利用定員81人以上の場合	2,778 単位

(2) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合

(一) 利用定員30人以下の場合	2,086 単位
(二) 利用定員31人以上40人以下の場合	2,005 単位
(三) 利用定員41人以上50人以下の場合	1,930 単位
(四) 利用定員51人以上60人以下の場合	1,859 単位
(五) 利用定員61人以上70人以下の場合	1,830 単位
(六) 利用定員71人以上80人以下の場合	1,804 単位

g 利用定員 81 人以上の場合	1,833 単位	(七) 利用定員 81 人以上の場合	1,778 単位
(三) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合		(3) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合	
a 利用定員 30 人以下の場合	1,782 単位	(一) 利用定員 30 人以下の場合	1,753 単位
b 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	1,706 単位	(二) 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	1,672 単位
c 利用定員 41 人以上 50 人以下の場合	1,636 単位	(三) 利用定員 41 人以上 50 人以下の場合	1,597 単位
d 利用定員 51 人以上 60 人以下の場合	1,570 単位	(四) 利用定員 51 人以上 60 人以下の場合	1,526 単位
e 利用定員 61 人以上 70 人以下の場合	1,543 単位	(五) 利用定員 61 人以上 70 人以下の場合	1,497 単位
f 利用定員 71 人以上 80 人以下の場合	1,519 単位	(六) 利用定員 71 人以上 80 人以下の場合	1,471 単位
g 利用定員 81 人以上の場合	1,495 単位	(七) 利用定員 81 人以上の場合	1,445 単位
(四) (一)から(三)まで以外の場合		(4) (1)から(3)まで以外の場合	
a 利用定員 30 人以下の場合	1,104 単位	(一) 利用定員 30 人以下の場合	1,086 単位
b 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	1,029 単位	(二) 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	1,005 単位
c 利用定員 41 人以上 50 人以下の場合	959 単位	(三) 利用定員 41 人以上 50 人以下の場合	930 単位
d 利用定員 51 人以上 60 人以下の場合	893 単位	(四) 利用定員 51 人以上 60 人以下の場合	859 単位
e 利用定員 61 人以上 70 人以下の場合	866 単位	(五) 利用定員 61 人以上 70 人以下の場合	830 単位
f 利用定員 71 人以上 80 人以下の場合	841 単位	(六) 利用定員 71 人以上 80 人以下の場合	804 単位
g 利用定員 81 人以上の場合	817 単位	(七) 利用定員 81 人以上の場合	778 単位
(2) 時間区分 2（指定児童発達支援の提供時間が 1 時間 30 分超 3 時間以下。以下同じ。）		(新設)	
(一) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合			
a 利用定員 30 人以下の場合	3,163 単位		
b 利用定員 31 人以上 40 人以下の場合	3,085 単位		
c 利用定員 41 人以上 50 人以下の場合	3,013 単位		
d 利用定員 51 人以上 60 人以下の場合	2,945 単位		

e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>2,918 単位</u>
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>2,893 単位</u>
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>2,868 単位</u>
(二)	<u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合</u>	
a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>2,147 単位</u>
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>2,069 単位</u>
c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>1,997 単位</u>
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>1,929 単位</u>
e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>1,902 単位</u>
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>1,877 単位</u>
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>1,852 単位</u>
(三)	<u>医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合</u>	
a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>1,808 単位</u>
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>1,731 単位</u>
c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>1,659 単位</u>
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>1,591 単位</u>
e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>1,563 単位</u>
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>1,538 単位</u>
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>1,514 単位</u>
(四)	<u>(一)から(三)まで以外の場合</u>	
a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>1,131 単位</u>
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>1,053 単位</u>
c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>981 単位</u>
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>913 単位</u>

e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>886 単位</u>	(新設)
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>861 単位</u>	
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>836 単位</u>	
(3)	<u>時間区分 3 (指定児童発達支援の提供時間が 3 時間超 5 時間以下</u>		
	<u>。以下同じ。)</u>		
(一)	<u>医療的ケア児 (判定スコアで 32 点以上) の場合</u>		
a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>3,215 単位</u>	
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>3,134 単位</u>	
c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>3,059 単位</u>	
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>2,987 単位</u>	
e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>2,958 単位</u>	
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>2,932 単位</u>	
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>2,906 単位</u>	
(二)	<u>医療的ケア児 (判定スコアで 16 点以上) の場合</u>		
a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>2,199 単位</u>	
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>2,118 単位</u>	
c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>2,043 単位</u>	
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>1,971 単位</u>	
e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>1,942 単位</u>	
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>1,916 単位</u>	
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>1,890 単位</u>	
(三)	<u>医療的ケア児 (判定スコアで 3 点以上) の場合</u>		
a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>1,861 単位</u>	
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>1,780 単位</u>	

c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>1,704 単位</u>
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>1,633 単位</u>
e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>1,604 単位</u>
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>1,578 単位</u>
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>1,551 単位</u>

(四) (一)から(三)まで以外の場合

a	<u>利用定員 30 人以下の場合</u>	<u>1,184 単位</u>
b	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>1,102 単位</u>
c	<u>利用定員 41 人以上 50 人以下の場合</u>	<u>1,027 単位</u>
d	<u>利用定員 51 人以上 60 人以下の場合</u>	<u>955 単位</u>
e	<u>利用定員 61 人以上 70 人以下の場合</u>	<u>926 単位</u>
f	<u>利用定員 71 人以上 80 人以下の場合</u>	<u>900 単位</u>
g	<u>利用定員 81 人以上の場合</u>	<u>874 単位</u>

(削る)

ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合

(一)	<u>利用定員 20 人以下の場合</u>	<u>3,384 単位</u>
(二)	<u>利用定員 21 人以上 30 人以下の場合</u>	<u>3,191 単位</u>
(三)	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>3,075 単位</u>
(四)	<u>利用定員 41 人以上の場合</u>	<u>2,975 単位</u>

(2) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合

(一)	<u>利用定員 20 人以下の場合</u>	<u>2,384 単位</u>
(二)	<u>利用定員 21 人以上 30 人以下の場合</u>	<u>2,191 単位</u>
(三)	<u>利用定員 31 人以上 40 人以下の場合</u>	<u>2,075 単位</u>

<p>(削る)</p> <p>□ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ハに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 時間区分1</p> <p>(一) 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>a 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合</p>	<p>(四) 利用定員41人以上の場合 1,975単位</p> <p>(3) 医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合</p> <p>(一) 利用定員20人以下の場合 2,051単位</p> <p>(二) 利用定員21人以上30人以下の場合 1,858単位</p> <p>(三) 利用定員31人以上40人以下の場合 1,742単位</p> <p>(四) 利用定員41人以上の場合 1,642単位</p> <p>(4) (1)から(3)まで以外の場合</p> <p>(一) 利用定員20人以下の場合 1,384単位</p> <p>(二) 利用定員21人以上30人以下の場合 1,191単位</p> <p>(三) 利用定員31人以上40人以下の場合 1,075単位</p> <p>(四) 利用定員41人以上の場合 975単位</p> <p>ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>合</p> <p>(1) 利用定員15人以下の場合 1,331単位</p> <p>(2) 利用定員16人以上20人以下の場合 1,040単位</p> <p>(3) 利用定員21人以上の場合 924単位</p> <p>ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(一) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合</p>
---	---

(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,933 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,885 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,684 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,613 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,568 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,486 単位</u>
b 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合		(二) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,917 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,885 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,668 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,613 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,552 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,486 単位</u>
c 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合		(三) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,579 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,552 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,330 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,280 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,214 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,153 単位</u>
d a から c まで以外の場合		(四) (一) から (三) まで以外の場合	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>901 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>885 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>652 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>613 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>536 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>486 単位</u>
(二) (一) 以外の場合		(2) (1) 以外の場合	
a 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合		(一) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,813 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,754 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,593 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,513 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,493 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,404 単位</u>
b 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合		(二) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合	
(a) 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,797 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,754 単位</u>
(b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,577 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,513 単位</u>
(c) 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,477 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,404 単位</u>

c	医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合	
(a)	利用定員 10 人以下の場合	<u>1,459 単位</u>
(b)	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,238 単位</u>
(c)	利用定員 21 人以上の場合	<u>1,139 単位</u>
d	a から c まで以外の場合	
(a)	利用定員 10 人以下の場合	<u>781 単位</u>
(b)	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>561 単位</u>
(c)	利用定員 21 人以上の場合	<u>461 単位</u>

(2) 時間区分 2

(一) 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

a	医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合	
(a)	利用定員 10 人以下の場合	<u>2,959 単位</u>
(b)	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,702 単位</u>
(c)	利用定員 21 人以上の場合	<u>2,582 単位</u>
b	医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合	
(a)	利用定員 10 人以下の場合	<u>1,943 単位</u>
(b)	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,687 単位</u>
(c)	利用定員 21 人以上の場合	<u>1,567 単位</u>
c	医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合	
(a)	利用定員 10 人以下の場合	<u>1,605 単位</u>
(b)	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,348 単位</u>
(c)	利用定員 21 人以上の場合	<u>1,228 単位</u>
d	a から c まで以外の場合	
(a)	利用定員 10 人以下の場合	<u>928 単位</u>

(三)	医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合	
a	利用定員 10 人以下の場合	<u>1,421 単位</u>
b	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,180 単位</u>
c	利用定員 21 人以上の場合	<u>1,071 単位</u>
(四)	(一)から(三)まで以外の場合	
a	利用定員 10 人以下の場合	<u>754 単位</u>
b	利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>513 単位</u>
c	利用定員 21 人以上の場合	<u>404 単位</u>

(新設)

(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>671 単位</u>	
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>551 単位</u>	
(二) <u>(一)以外の場合</u>		
a <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>		
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>2,836 単位</u>	
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>2,608 単位</u>	
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>2,505 単位</u>	
b <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合</u>		
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,820 単位</u>	
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,592 単位</u>	
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,489 単位</u>	
c <u>医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合</u>		
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,481 単位</u>	
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,254 単位</u>	
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,151 単位</u>	
d <u>a から c まで以外の場合</u>		
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>804 単位</u>	
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>576 単位</u>	
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>473 単位</u>	
(3) <u>時間区分 3</u>		(新設)
(一) <u>主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合</u>		
a <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>		
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>3,012 単位</u>	
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>2,739 単位</u>	

(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>2,611 単位</u>
b <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合</u>	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,996 単位</u>
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,723 単位</u>
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,596 単位</u>
c <u>医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合</u>	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,658 単位</u>
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,385 単位</u>
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,257 単位</u>
d <u>a から c まで以外の場合</u>	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>980 単位</u>
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>707 単位</u>
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>580 単位</u>
(二) <u>(一)以外の場合</u>	
a <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>2,881 単位</u>
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>2,639 単位</u>
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>2,529 単位</u>
b <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合</u>	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,865 単位</u>
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,623 単位</u>
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,513 単位</u>
c <u>医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合</u>	
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,526 単位</u>

(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,284 単位</u>		
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,175 単位</u>		
d <u>a から c まで以外の場合</u>			
(a) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>849 単位</u>		
(b) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>607 単位</u>		
(c) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>497 単位</u>		
ハ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合		ホ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) <u>利用定員が 5 人以上 7 人以下の場合</u>	<u>2,131 単位</u>	(1) <u>利用定員が 5 人の場合</u>	<u>2,098 単位</u>
(削る)		(2) <u>利用定員が 6 人の場合</u>	<u>1,757 単位</u>
(2) <u>利用定員が 8 人以上 10 人以下の場合</u>	<u>1,347 単位</u>	(3) <u>利用定員が 7 人の場合</u>	<u>1,511 単位</u>
(削る)		(4) <u>利用定員が 8 人の場合</u>	<u>1,326 単位</u>
(削る)		(5) <u>利用定員が 9 人の場合</u>	<u>1,184 単位</u>
(削る)		(6) <u>利用定員が 10 人の場合</u>	<u>1,069 単位</u>
(3) <u>利用定員が 11 人以上の場合</u>	<u>850 単位</u>	(7) <u>利用定員が 11 人以上の場合</u>	<u>837 単位</u>
ニ <u>共生型児童発達支援給付費</u>	<u>682 単位</u>	ヘ <u>共生型児童発達支援給付費</u>	<u>591 単位</u>
ホ <u>基準該当児童発達支援給付費</u>		ト <u>基準該当児童発達支援給付費</u>	
(1) <u>基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)</u>	<u>793 単位</u>	(1) <u>基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)</u>	<u>701 単位</u>
(2) <u>基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)</u>	<u>682 単位</u>	(2) <u>基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)</u>	<u>591 単位</u>
別表：医療的ケア判定スコア（児童発達支援、放課後等デイサービス共通）		別表：医療的ケア判定スコア（児童発達支援、放課後等デイサービス共通）	
(略)		(略)	
(削る)		第 2 <u>医療型児童発達支援</u>	

<p> <u>《放課後等デイサービス》</u> 第3 放課後等デイサービス 1 放課後等デイサービス給付費（1日につき） イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ又はニに該当する場合を除く。） (1) 時間区分1 (一) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合 a 利用定員10人以下の場合 <u>2,591単位</u> b 利用定員11人以上20人以下の場合 <u>2,399単位</u> c 利用定員21人以上の場合 <u>2,304単位</u> (二) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合 a 利用定員10人以下の場合 <u>1,583単位</u> </p>	<p> 1 <u>医療型児童発達支援給付費（1日につき）</u> イ <u>指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合</u> <u>389単位</u> ロ <u>指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合</u> <u>501単位</u> ハ <u>指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合</u> <u>338単位</u> ニ <u>指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合</u> <u>450単位</u> <u>《放課後等デイサービス》</u> 第3 放課後等デイサービス 1 放課後等デイサービス給付費（1日につき） イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し<u>授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）</u> (1) <u>区分1（3時間以上）</u> (一) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合 a 利用定員10人以下の場合 <u>2,604単位</u> b 利用定員11人以上20人以下の場合 <u>2,402単位</u> c 利用定員21人以上の場合 <u>2,302単位</u> (二) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合 a 利用定員10人以下の場合 <u>1,604単位</u> </p>
--	---

b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,391 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,402 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,296 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,302 単位</u>
(三) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合		(三) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合	
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,247 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,271 単位</u>
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,055 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,069 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>960 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>969 単位</u>
(四) (一)から(三)まで以外の場合		(四) (一)から(三)まで以外の場合	
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>574 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>604 単位</u>
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>382 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>402 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>287 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>302 単位</u>
(2) <u>時間区分 2</u>		(2) <u>区分 2（3 時間未満）</u>	
(一) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合		(一) 医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合	
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,627 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,591 単位</u>
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,423 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,393 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,322 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,295 単位</u>
(二) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合		(二) 医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合	
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,618 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,591 単位</u>
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,414 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,393 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,313 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,295 単位</u>
(三) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合		(三) 医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合	
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,282 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,258 単位</u>
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,078 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,060 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>977 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>962 単位</u>
(四) (一)から(三)まで以外の場合		(四) (一)から(三)まで以外の場合	

a 利用定員 10 人以下の場合	<u>609 単位</u>	a 利用定員 10 人以下の場合	<u>591 単位</u>
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>406 単位</u>	b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>393 単位</u>
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>305 単位</u>	c 利用定員 21 人以上の場合	<u>295 単位</u>
(3) 時間区分 3		(新設)	
(一) <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>			
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>2,683 単位</u>		
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>2,461 単位</u>		
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>2,361 単位</u>		
(二) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合</u>			
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,674 単位</u>		
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,452 単位</u>		
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,352 単位</u>		
(三) <u>医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合</u>			
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>1,339 単位</u>		
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>1,116 単位</u>		
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>1,016 単位</u>		
(四) <u>(一)から(三)まで以外の場合</u>			
a 利用定員 10 人以下の場合	<u>666 単位</u>		
b 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合	<u>443 単位</u>		
c 利用定員 21 人以上の場合	<u>343 単位</u>		
※(3)については学校休業日のみ算定可とする。			
(削る)		ロ <u>障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）</u>	
		(1) <u>医療的ケア児（判定スコアで 32 点以上）の場合</u>	

	(一) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>2,721 単位</u>
	(二) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>2,480 単位</u>
	(三) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>2,372 単位</u>
	(2) <u>医療的ケア児（判定スコアで 16 点以上）の場合</u>	
	(一) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,721 単位</u>
	(二) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,480 単位</u>
	(三) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,372 単位</u>
	(3) <u>医療的ケア児（判定スコアで 3 点以上）の場合</u>	
	(一) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>1,388 単位</u>
	(二) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>1,147 単位</u>
	(三) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>1,039 単位</u>
	(4) <u>(1)から(3)まで以外の場合</u>	
	(一) <u>利用定員 10 人以下の場合</u>	<u>721 単位</u>
	(二) <u>利用定員 11 人以上 20 人以下の場合</u>	<u>480 単位</u>
	(三) <u>利用定員 21 人以上の場合</u>	<u>372 単位</u>
ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後に行う場合	(1) 授業の終了後に行う場合	
(一) <u>利用定員が 5 人以上 7 人以下の場合</u>	(一) <u>利用定員が 5 人の場合</u>	<u>1,756 単位</u>
(削る)	(二) <u>利用定員が 6 人の場合</u>	<u>1,467 単位</u>
(削る)	(三) <u>利用定員が 7 人の場合</u>	<u>1,263 単位</u>
(二) <u>利用定員が 8 人以上 10 人以下の場合</u>	(四) <u>利用定員が 8 人の場合</u>	<u>1,108 単位</u>
(削る)	(五) <u>利用定員が 9 人の場合</u>	<u>989 単位</u>
(削る)	(六) <u>利用定員が 10 人の場合</u>	<u>893 単位</u>
(三) <u>利用定員が 11 人以上の場合</u>	(七) <u>利用定員が 11 人以上の場合</u>	<u>686 単位</u>
		<u>692 単位</u>

(2) 休業日に行う場合		(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が <u>5人以上7人以下</u> の場合	<u>2,056 単位</u>	(一) 利用定員が <u>5人</u> の場合	<u>2,038 単位</u>
(削る)		(二) 利用定員が <u>6人</u> の場合	<u>1,706 単位</u>
(削る)		(三) 利用定員が <u>7人</u> の場合	<u>1,466 単位</u>
(二) 利用定員が <u>8人以上10人以下</u> の場合	<u>1,299 単位</u>	(四) 利用定員が <u>8人</u> の場合	<u>1,288 単位</u>
(削る)		(五) 利用定員が <u>9人</u> の場合	<u>1,150 単位</u>
(削る)		(六) 利用定員が <u>10人</u> の場合	<u>1,039 単位</u>
(三) 利用定員が <u>11人以上</u> の場合	<u>817 単位</u>	(七) 利用定員が <u>11人以上</u> の場合	<u>810 単位</u>
ハ 共生型放課後等デイサービス給付費		三 共生型放課後等デイサービス給付費	
(1) 授業の終了後に行う場合	<u>430 単位</u>	(1) 授業の終了後に行う場合	<u>426 単位</u>
(2) 休業日に行う場合	<u>507 単位</u>	(2) 休業日に行う場合	<u>549 単位</u>
ニ 基準該当放課後等デイサービス給付費		ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	
(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)		(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>534 単位</u>	(一) 授業の終了後に行う場合	<u>529 単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>602 単位</u>	(二) 休業日に行う場合	<u>652 単位</u>
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)		(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>430 単位</u>	(一) 授業の終了後に行う場合	<u>426 単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>507 単位</u>	(二) 休業日に行う場合	<u>549 単位</u>
第4 居宅訪問型児童発達支援		第4 居宅訪問型児童発達支援	
1 居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき)	<u>1,066 単位</u>	1 居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき)	<u>1,035 単位</u>
第5 保育所等訪問支援		第5 保育所等訪問支援	

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） <u>1,071 単位</u>	1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） <u>1,035 単位</u>

福祉・介護職員等処遇改善加算について

算定要件等

- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
 ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※） 既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率（※）	区分	要件	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【8.1%】	Ⅰ	新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等） 	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】	Ⅱ	新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度） グループごとの配分ルール【撤廃】 	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】	Ⅲ	新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備 	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】	Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> 新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度） 賃金体系等の整備及び研修の実施等 	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

福祉・介護職員等処遇改善加算の加算率について

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善																	
	I	II	III	IV	V (1)	V (2)	V (3)	V (4)	V (5)	V (6)	V (7)	V (8)	V (9)	V (10)	V (11)	V (12)	V (13)	V (14)
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	37.2%	34.3%	35.7%	32.8%	29.8%	28.3%	25.4%	30.2%	23.9%	20.9%	22.8%	19.4%	18.4%	13.9%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%	29.8%	28.9%	28.3%	27.4%	24.4%	22.9%	22.4%	22.8%	20.9%	17.9%	17.4%	16.4%	15.4%	10.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	37.2%	34.3%	35.7%	32.8%	29.8%	28.3%	25.4%	30.2%	23.9%	20.9%	22.8%	19.4%	18.4%	13.9%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%	33.7%	31.8%	32.2%	30.3%	27.3%	25.8%	24.0%	26.7%	22.5%	19.5%	20.3%	18.0%	17.0%	12.5%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%	17.8%	19.9%			15.4%		17.0%	11.7%		12.5%	9.3%		10.9%	6.4%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%	7.0%	6.9%	6.9%	6.8%	5.8%	5.7%	5.5%	5.6%	5.4%	4.4%	4.4%	4.3%	4.1%	3.0%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%	13.1%	13.6%			10.8%		10.8%	11.0%		8.0%	8.7%		8.7%	5.9%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%	13.1%	13.6%			10.8%		10.8%	11.0%		8.0%	8.7%		8.7%	5.9%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%	10.9%	12.0%	10.7%	11.8%	9.2%	9.0%	9.9%	8.8%	9.7%	7.1%	7.1%	6.9%	7.8%	5.0%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	12.0%	12.0%	11.6%	11.6%	10.2%	9.8%	9.8%	8.0%	9.4%	8.0%	6.2%	7.6%	5.8%	4.0%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	12.0%	12.0%	11.6%	11.6%	10.2%	9.8%	9.8%	8.0%	9.4%	8.0%	6.2%	7.6%	5.8%	4.0%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%														
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	9.0%	8.6%	8.8%	8.4%	7.3%	7.1%	6.5%	7.3%	6.3%	5.2%	5.6%	5.0%	4.8%	3.5%
就労継続支援A型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%	8.3%	8.0%	8.1%	7.8%	6.7%	6.5%	6.2%	6.6%	6.0%	4.9%	5.0%	4.7%	4.5%	3.2%
就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%	8.0%	7.9%	7.8%	7.7%	6.6%	6.4%	6.1%	6.3%	5.9%	4.8%	4.9%	4.6%	4.4%	3.1%
就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%	9.0%	8.6%			7.3%		6.5%	7.3%		5.2%	5.6%		4.8%	3.5%
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	9.0%	8.6%	8.8%	8.4%	7.3%	7.1%	6.5%	7.3%	6.3%	5.2%	5.6%	5.0%	4.8%	3.5%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%	12.1%	12.4%	11.8%	12.1%	9.8%	9.5%	9.6%	10.2%	9.3%	7.0%	7.9%	6.7%	7.7%	5.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%	12.1%	12.4%	11.8%	12.1%	9.8%	9.5%	9.6%	10.2%	9.3%	7.0%	7.9%	6.7%	7.7%	5.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%	18.5%	17.1%	18.2%	16.8%	14.5%	14.2%	12.2%	16.6%	11.9%	9.6%	12.6%	9.3%	10.3%	7.7%
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%	11.1%	10.9%	10.8%	10.6%	8.9%	8.6%	8.3%	9.8%	8.0%	6.3%	7.6%	6.0%	7.0%	5.0%
医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%	15.6%	14.2%	15.3%	13.9%	12.2%	11.9%	10.1%	14.3%	9.8%	8.1%	10.9%	7.8%	8.8%	6.8%
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%	11.4%	11.1%	11.1%	10.8%	9.1%	8.8%	8.4%	10.1%	8.1%	6.4%	7.8%	6.1%	7.1%	5.1%
居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%	10.9%	10.7%			8.7%		8.1%	9.8%		6.1%	7.6%		7.0%	5.0%
保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%	10.9%	10.7%			8.7%		8.1%	9.8%		6.1%	7.6%		7.0%	5.0%
福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%	17.3%	18.4%	16.9%	18.0%	14.6%	14.2%	15.2%	13.0%	14.8%	11.4%	10.3%	11.0%	10.9%	7.1%
医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%	15.3%	17.0%	14.9%	16.6%	13.2%	12.8%	14.4%	11.0%	14.0%	10.6%	8.9%	10.2%	10.1%	6.3%
障害者支援施設が行う生活介護	10.1%		8.4%	6.7%	9.0%	8.4%			7.3%		6.5%	7.3%		5.4%	5.6%		4.8%	3.7%
障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）	12.5%		9.9%	8.1%	10.7%	10.7%			8.9%		8.5%	8.1%		6.7%	6.3%		5.9%	4.1%
障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）	12.5%		9.9%	8.1%	10.7%	10.7%			8.9%		8.5%	8.1%		6.7%	6.3%		5.9%	4.1%
障害者支援施設が行う就労移行支援	10.7%		8.9%	7.1%	9.4%	8.9%			7.6%		6.7%	7.6%		5.4%	5.8%		4.9%	3.6%
障害者支援施設が行う就労継続支援A型	10.5%		8.7%	6.9%	9.2%	8.7%			7.4%		6.6%	7.4%		5.3%	5.6%		4.8%	3.5%
障害者支援施設が行う就労継続支援B型	10.4%		8.6%	6.9%	9.1%	8.7%			7.4%		6.6%	7.3%		5.3%	5.6%		4.8%	3.5%

※経過措置区分として、令和6年度末まで福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)～(14)を設ける。

○ 令和6～8年度における地域区分の適用地域（障害児サービス）

	属し後の障害児の地域区分							その他 (0%)	
	1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)		
現行の 障害児の 地域区分	1級地 (20%)	東京都 特別区							
	2級地 (16%)	東京都 町田市、前江市、多摩市 神奈川県 横浜市の川崎市 大阪府 大阪市		千葉県 袖ヶ浦市、印西市					
	3級地 (15%)	東京都 調布市	埼玉県 さいたま市、和光市 千葉県 千葉市、成田市 東京都 八王子市、武蔵野市、三浦市、青梅市、府中市、小金井市、小平市、日野市、東村山町、国分寺市、国立市、瑞穂市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市中区 大阪府 守口市、大東市、門真市 兵庫県 西宮市、芦屋市、宝塚市	大阪府 田原市					
	4級地 (12%)	千葉県 浦安市 神奈川県 藤木市 愛知県 刈谷市、豊田市	茨城県 牛久市 埼玉県 越前市、志木市 千葉県 船橋市、船橋市 東京都 立川市、昭島市、東大和市 神奈川県 相模原市、藤沢市、藤沢市、海老名市 大阪府 豊中市、東田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市 兵庫県 神戸市	埼玉県 東松山市 千葉県 八千代市					
	5級地 (10%)			神奈川県 横浜府	茨城県 水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎町、取手市、つくば市、守谷市 埼玉県 新浦市、富士見市、ふじみ野市、三芳町 千葉県 市川市、松戸市、松戸市、市川市、印旛郡、栄町 東京都 あきる野市、日の出町 神奈川県 平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町 愛知県 西尾市、みよし市 滋賀県 大津市、草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、摂津市、高石市、東大阪市、交野市 兵庫県 尼崎市、伊丹市、川西市、三田市 広島県 府中市 福岡県 春日市				
	6級地 (6%)			神奈川県 三浦市	埼玉県 川口市、草加市、戸田市、八潮市 神奈川県 葉山町 静岡県 知立市、豊明市 滋賀県 栗東市 京都府 長岡京市	宮城県 仙台市、多賀城市 茨城県 古河市、利根町 栃木県 宇都宮市、野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市、行田市、所沢市、龍崎町、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、熊谷市、久喜市、桶川市、久喜町、北本市、二宮町、蓮田市、坂戸市、幸手市、蕨ヶ谷市、吉川市、白岡市、伊波町、宮代町、杉野町、松伏町 千葉県 野田市、茂原市、船橋市、流山町、鎌ヶ谷市、白井市、流々井町 東京都 武蔵野市、羽村町、瑞穂町、瑞穂町、長多摩町 神奈川県 秦野市、大磯町、二宮町、清川村 長野県 塩尻市 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、稲沢市、大府市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、菟野町、豊山町、大治町、関川町、飛島村 三重県 津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市 滋賀県 彦根市、守山市、甲賀市 茨城県 宇治市、龍岡市、向日市、八潮市、笠田町、水津川町、稲敷町 大阪府 岸和田市、高天原市、箕面市、東淀川区、淀川区、吹上町、吹上町、藤井寺市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、志保町、熊取町、田尻町、神井町、大寺町、河内町、千早赤松村 兵庫県 明石市、福名川町 奈良県 奈良市、大和郡山形市、生駒市 和歌山県 橋本町 福岡県 大野城市、大宰府市、糟津市、糸島市、粕屋町	栃木県 下野市 奈良県 大和高田市		
7級地 (3%)				茨城県 かずみがうら市	千葉県 木更津市 愛知県 一宮市、江南市、尾張旭市、碧南市 京都府 城陽市、大山崎町、久御山町 福岡県 那珂川市	北海道 札幌市 茨城県 越谷市、下妻市、常総市、笠原市、ひたちなか市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、大洗町、河内町、河内町、八千代町、笠原町、取手町 栃木県 栃木市、足利市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、壬生町 群馬県 前橋市、伊勢崎町、太田市、渋川市、五ヶ野町 埼玉県 熊谷市、深谷市、日高市、秩父市、桶川市、越谷市、川島町、川島町、吉見町、鳩山町、羽生町、鴻巣市 千葉県 千葉市、船橋市、流山町、鎌ヶ谷市、白井市、流々井町 神奈川県 山北町、藤沢町 静岡県 磐田市 富山県 富山市 石川県 金沢市、内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市、松本市、諏訪市、伊那市 岐阜県 大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市、可児市 静岡県 浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、豊田市、徳田市、藤枝市、御殿場市、袋井市、小山町、川根町、森町 愛知県 豊橋市、手田町、瀬戸市、犬山市、常滑市、小牧市、東海市、知多市、高浜市、田原市、大口町、扶桑町 三重県 阿久比町、東海市、牟婁郡、桑名郡、東条郡、桑名町 滋賀県 名張市、八丁町、伊賀市、木曾町、長岡市、長岡市、長岡市、朝日町、川越町 近畿圏 長浜市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、日野町 兵庫県 姫路市、加古川市、三木市 奈良県 天理市、橿原市、桜井市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添町、平群町、三郷町、磯城郡、安堵町、川西町、三宅町、田原町、香取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町 岡山県 岡山市 広島県 三原市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町 山口県 廣南町 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市、藤塚市、筑紫野市 長崎県 長崎市			
その他 (0%)					千葉県 狭山市市 神奈川県 中井町	茨城県 東蓮村 群馬県 東蓮村、吉岡町 神奈川県 南足柄市 山梨県 南巨摩町 静岡県 裾野市、南町、清水町、長泉町 愛知県 新城市 滋賀県 近江八幡市、竜王町 兵庫県 高砂市 広島県 呉市 福岡県 苅谷町	全ての都道府県1級地から7級地以外の地域		

児童発達支援センターの一元化 一元化後の児童発達支援センターの人員基準・設備基準について

◎ 改正後（一元化後）の基準（令和6年4月以降～）

児童発達支援センター				
	児童発達支援		治療を行う場合	
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嘱託医・・・ 1以上 (神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者) ○ 児童指導員及び保育士 4:1以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導員・・・ 1以上 ・ 保育士・・・ 1以上 (機能訓練担当職員、看護職員等の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 栄養士・・・ 1以上 (障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる) ○ 調理員・・・ 1以上 全部委託の場合は置かないことも可 ○ 機能訓練担当職員 機能訓練を行う場合に置く 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童発達支援管理責任者・・・ 1以上 ○ 看護職員 医療的ケアを行う場合に置く ○ 管理者 支障がない場合は他の職務との兼務可 	左記の人員に加え、 ○ 診療所に必要とされる従業者 ・・・・ 医療法に規定する必要数
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医務室 ○ 発達支援室 定員おおむね10人 床面積 2.47㎡以上/人 ○ 遊戯室 床面積 1.65㎡以上/人 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外遊技場 ○ 相談室 ○ 調理室 ○ 便所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 静養室 ○ その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること 	左記の基準に加え(※)、 ○ 医療法に規定する診療所に必要とされる設備 (※) 医務室については除く。

◎ 経過措置

旧医療型児童発達支援センター及び旧福祉型児童発達支援センター（難聴児、重症心身障害児）の人員・設備について、令和8年度末までの間（設備基準は当分の間）、改正前の基準によることができる。

<参考> 改正前の基準

	福祉型			医療型
	障害児	難聴児	重症心身障害児	
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嘱託医・・・ 1以上 (神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者) ○ 児童指導員及び保育士 4:1以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導員・・・ 1以上 ・ 保育士・・・ 1以上 (機能訓練担当職員、看護職員等の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること) ○ 栄養士・・・ 1以上 (障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる) ○ 調理員・・・ 1以上 全部委託の場合は置かないことも可 ○ 機能訓練担当職員 機能訓練を行う場合に置く ○ 児童発達支援管理責任者・・・ 1以上 ○ 看護職員 医療的ケアを行う場合に置く ○ 管理者 支障がない場合は他の職務との兼務可 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嘱託医・・・ 1以上 (眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者) ○ 児童指導員及び保育士 4:1以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導員・・・ 1以上 ・ 保育士・・・ 1以上 ○ 栄養士・・・ 1以上 (障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる) ○ 調理員・・・ 1以上 (全部委託の場合は置かないことも可) ○ 機能訓練担当職員 (機能訓練を行う場合に置く) ○ 看護職員 (医療的ケアを行う場合に置く) ○ 児童発達支援管理責任者・・・ 1以上 ○ 管理者 (支障がない場合は他の職務との兼務可) <p>上記の人員に加え、言語聴覚士を指定発達支援の単位ごとに4人以上配置</p> <p>※ 言語聴覚士、機能訓練担当職員、看護看護職員については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嘱託医・・・ 1以上 (内科、精神科、神経と組み合わせた名称を診療診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者) ○ 児童指導員及び保育士 4:1以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導員・・・ 1以上 ・ 保育士・・・ 1以上 ○ 栄養士・・・ 1以上 (障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる) ○ 調理員・・・ 1以上 (全部委託の場合は置かないことも可) ○ 機能訓練担当職員 (機能訓練を行う場合に置く) ○ 看護職員 (医療的ケアを行う場合に置く) ○ 児童発達支援管理責任者・・・ 1以上 ○ 管理者 (支障がない場合は他の職務との兼務可) <p>上記の人員に加え、看護職員、機能訓練担当職員を各々1人以上配置</p> <p>※ 機能訓練担当職員、看護看護職員については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療所に必要とされる従業者 ・・・ 医療法に規定する必要数 ○ 児童指導員・・・ 1以上 ○ 保育士・・・ 1以上 ○ 看護職員・・・ 1以上 ○ 理学療法士又は作業療法士 ・・・ 1以上 ○ 機能訓練担当職員・・・ 必要数 (言語訓練等を行う場合) ○ 児童発達支援管理責任者 1以上 ○ 管理者 (支障がない場合は他の職務との兼務可)
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医務室 ○ 指導訓練室 定員おおむね10人 床面積 2.47㎡以上/人 ○ 遊戯室 床面積 1.65㎡以上/人 ○ 屋外遊技場 ○ 静養室 (主として知的障害児が通所) ○ 相談室 ○ 調理室 ○ 便所 ○ その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医務室 ○ 指導訓練室 ○ 遊戯室 ○ 屋外遊技場 ○ 静養室 ○ 相談室 ○ 調理室 ○ 便所 ○ 聴力検査室 (主として聴覚障害児が通所) ○ その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医務室 (設けないことができる) ○ 指導訓練室 ○ 遊戯室 (設けないことができる) ○ 屋外遊技場 (設けないことができる) ○ その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること ○ 相談室 (設けないことができる) ○ 調理室 ○ 便所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法に規定する診療所に必要とされる設備 ○ 浴室及び便所には手すり等身体の機能の非自由を助ける設備 ○ 階段の傾斜は緩やかにする ○ 指導訓練室 ○ 相談室 ○ 屋外訓練場 ○ 調理室